

お子様が 18 歳になる時に 20 歳になる時に このような手続きが必要です

18 歳になる時に				
必要な手続	概要	手続の時期	問合せ先	備考
福祉サービスの受給者証	18 歳の誕生月の月末までは、障害児のサービスの受給資格者証ですが、翌月から、障害者のサービスの受給資格者証となります。	誕生日の 2 か月程度前から（サービスの更新案内をお送りします。）	市障害者福祉係	放課後等デイサービスについては、高校卒業まで、引続き利用できます。
区分認定の調査	障害者のサービスの受給資格者証の交付を受けるにあたって、区分認定の調査が必要です。学校（養護学校等）を経由して手続を行うか、相談支援事業所の相談員の方に早めにご相談ください。	誕生月の 3 か月程度前から	市障害者福祉係	
自動車税・軽自動車税の減免	身体障害者手帳の交付を受けている方は、自動車障害者本人の名義である必要があります。		地域振興局又は市市民税係	

20 歳になる時に				
必要な手続	概要	手続の時期	問合せ先	備考
障害年金の手続	手続には診断書等必要な書類があります。事前にご相談ください。	誕生月の 3 か月程度前から	市国民年金係	
特別障害者手当の手続	障害児福祉手当は、お子様が 20 歳を迎える前日で喪失します。特別障害者手当の手続きができますが、診断書等が必要となります。	誕生月の 3 か月程度前から（障害者福祉係からお知らせします。）	市障害者福祉係	障害児福祉手当と要件が異なります。必ず受給できるものではありません。
有料道路の割引制度	ETC により有料道路の割引制度を利用されている場合、お子様（障害者本人）の名義の ETC カードに変更が必要です。	誕生月の 2 か月前から	市障害者福祉係	

（裏面に問合せ先の詳細があります）

問合せ先一覧

福祉サービスの受給者証 区分認定の調査 特別障害者手当の手続 有料道路の割引制度	始良市 長寿・障害福祉課障害者福祉係	66-3111 (123・274)
障害年金の手続	始良市 保険年金課国民年金係	66-3111 (114・146)
自動車税の減免	自動車税：始良・伊佐地域振興局総務企画部県税課 軽自動車税：税務課市民税係	63-8116 66-3111 (134)